

対日投資の促進に向けた 外務省の取組及び成果

平成29年5月10日
外務省提出資料

外務省の取組及び成果

1. 在外公館における取組

(1)体制 : 対日直接投資案件の発掘に係る情報収集体制の強化を図るとともに、案件成立に向けた支援体制の構築を図るため、126の在外公館に「対日直接投資推進担当窓口」を設置(平成28年4月)。

(2)取組 : JETROとも連携しつつ、①具体的な対日投資案件発掘に向けた情報収集、②我が国の規制・制度の改善に向けた情報収集、③現地の経済界との人脈構築、④各種イベントや公館が有する人材を活用した対日投資の呼びかけ等を実施。

【具体例】(昨年度の各公館の活動実績合計は約700件以上)

- ・ 公館主催行事に出席する大企業幹部や各種経済団体幹部、中央・地方政府要人への対日投資の働きかけ。
- ・ ジェトロや現地商工会等との共催で、対日投資セミナーやビジネスフォーラムを開催し、日本の投資環境等について発信。
- ・ 各種経済会議、レセプション、要人表敬時等に対日投資について積極的に言及。
- ・ 対日投資に関心を有する企業や業界からの相談対応(適宜、ジェトロ・地方自治体・関連する日本企業等を紹介)。
- ・ ウェブサイトへの対日投資窓口の掲載等を通じた日常的対外発信活動、対日投資促進に資する各種資料(ジェトロ対日投資報告書等)の頒布。

2. 外交リソースを活用した取組

(1)外交日程を活用した政府要人によるトップセールス

- 平成28年9月には、国連総会出席のために安倍総理がニューヨークを訪問した機会を捉えて、「対日投資セミナー」を開催。

(2)国際約束の締結による投資環境の整備

- 各国との経済連携、双方向の投資を促進をすべく、投資関連協定(投資協定及び投資章を含む経済連携協定)の締結交渉に積極的に取り組んでいる(2017年3月時点、44の国・地域をカバー(発効済38本、署名済・未発効4本)。交渉中(16本)のものも発効すると82の国・地域をカバー。))。
- 租税関連条約等(68本、110の国・地域)、社会保障協定(16本)の締結を通じて、外国企業の我が国への投資環境を制度面で整備。

外務省の取組及び成果

3. 日本国内における取組

(1) 対日投資セミナーの開催

①「日米欧ビジネス・セミナー」(平成29年3月27日)

- 外務省主催(内閣府・経産省・日本国際問題研究所・ジェトロ共催)で開催。日米欧における一層の投資拡大をメインテーマとして、日米欧の経済の動向や投資拡大の展望、日本におけるビジネス環境改善の取組と課題、地方への投資のメリット等について、有識者、日本に進出している欧米企業関係者、欧米企業とビジネスを展開している日本企業関係者、駐日商工会議所関係者、政府・地方自治体関係者等約160名が参加し、活発な議論が行われた。

②「対日直接投資フォーラム(INVESTMENT JAPAN Forum 2016)」(平成28年10月7日)

- 日本経済新聞社主催(経産省・内閣府・外務省・ジェトロ共催)で開催。日本進出に関心を持つ外国企業や日本に進出済みの外資系企業、及び外国企業との連携に関心を持つ日本企業の経営者等を招き、日本政府による対日直接投資促進の取組みや支援内容、これまでの投資成功事例や日本でビジネスを行う魅力等を紹介。

(2) 地域の魅力発信セミナーの開催 (平成28年6月30日, 平成29年2月13日)

- 平成20年以降、自治体との共催で開催(平成28年度は2回開催)。地方の貿易振興、投資・観光誘致等を目的として、各地域の情報を外交団に対して発信。昨年度は宮城県などの参加地方自治体から投資環境の利点や外資系企業誘致のプレゼンテーション等を行った。

4. その他の対日投資促進取組

「企業担当制」(5つ目の約束)への積極的参画

- 本制度を活用した対象企業による担当副大臣との面会に、外務省からも副大臣又は大臣政務官が積極的に同席(昨年度の政務同席は計7回)。